



愛の割増年金特約

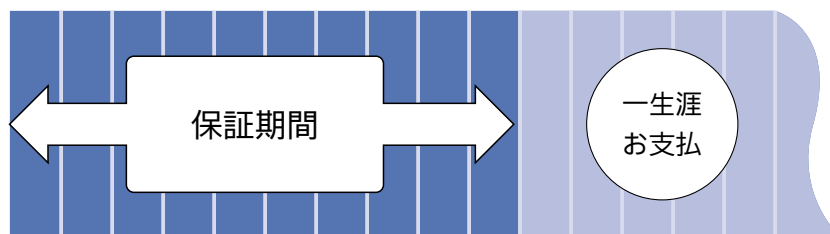
【割増年金支払特約】(無配当)

特長

所定の障がい等のある受取人のための特約です。

- 1 当社所定の障がい等に該当される保険金等の受取人に、保険金等にかえて通常より割増された年金をお支払いします。
- 2 当社所定の範囲内で、生涯にわたり年金をお支払いします。

保証期間付終身年金



保証期間中は生死にかかわらず、その後は生存する限り、年金をお支払いします。

保証期間
5・10・15・20年

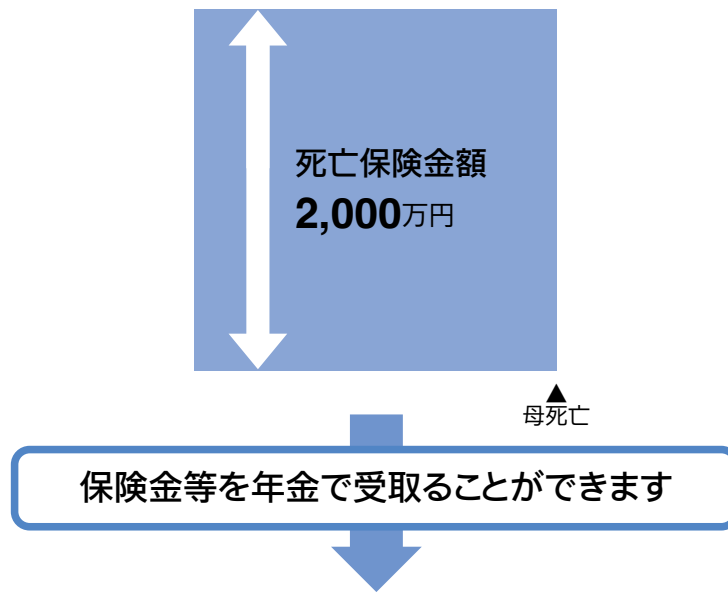
- 3 この特約の保険料は必要ありません。

P4へ ご検討にあたりましては、必ず「ご契約に関する注意事項」をご確認ください。

ご契約例

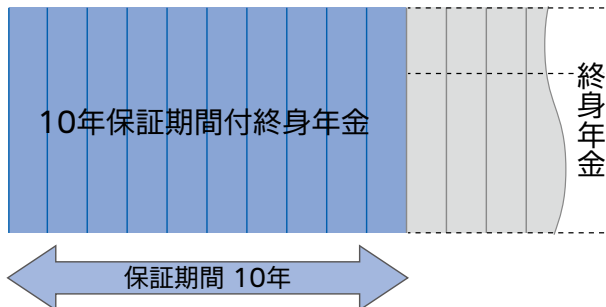
【主契約】

保険契約者 母
被保険者 母
死亡保険金受取人 長男
※長男は当社所定の障がい者に該当

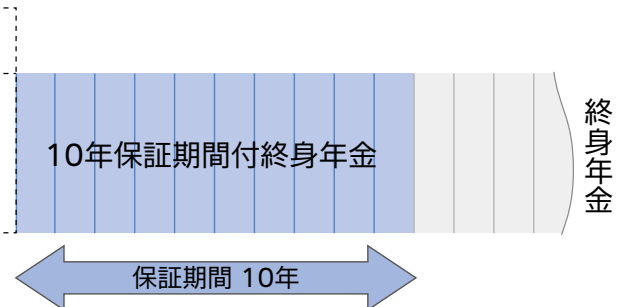


年金受取人 長男 (主契約の死亡保険金受取人)
※長男は当社所定の障がい者に該当

【愛の割増年金特約*1】



【保険金等の支払方法の選択に関する特約*2】



「保険金等の支払方法の選択に関する特約」を付加し、同じ年金種類・保証期間とした場合の年金額と比較して、割増された年金分

※割増年金分は、年金受取人の性別・年齢等により一定ではありません。また、年齢により割増年金分がない場合もあります。

*1 年金額は年金基金設定時の当社所定の利率等に基づき設定されます。ただし、主契約の保険金等支払事由発生前にこの特約を付加した場合、付加時の当社所定の利率等にて計算される年金額は最低保証されます。年金計算に用いる当社所定の利率等は、この特約を付加したときまたは年金基金設定時のいずれか多く支払われる利率等を適用します。

*2 年金額は年金基金設定時の当社所定の利率等に基づき設定されます。主契約の支払事由発生前にこの特約を付加した場合、付加時の当社所定の利率等にて計算される年金額は最低保証されるものではありません。

特約の付加について

- この特約を付加する際には、保険金等の受取人に関する身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、公的年金制度の障害年金の年金証書等のコピー、その他当社が必要と認めた書類等の提出が必要となります。
- この特約の付加における申出時期および主契約の保険金等の受取人の条件については、次のとおりです。申出時期により申出人が異なりますので、ご注意ください。

保険金等の受取人が該当する必要がある当社所定の障がい状態	申出時期	申出人	被保険者と保険金等の受取人の関係
以下①から③のいずれかに該当し、将来独立して自ら生活することが困難であると当社が認めた場合 ①身体障がい者*1 ②知的障がい者*2 ③精神または身体に永続的な障がいを有する者で、その障がいの程度が①または②と同等*3と当社が認めた者 ※年金基金設定日前に保険金等の受取人が①～③のいずれにも該当しなくなった場合、この特約は消滅します。	主契約の保険金等支払事由発生前	保険契約者	特約付加の申出時において、つぎのいずれかに該当すること ・主契約の被保険者 ・主契約の被保険者の戸籍上の配偶者 ・主契約の被保険者の直系血族 ・主契約の被保険者の3親等以内の親族
	主契約の保険金等支払事由発生後	保険金等の受取人	保険金等の支払事由発生時において、つぎのいずれかに該当すること ・主契約の被保険者 ・主契約の被保険者の戸籍上の配偶者 ・主契約の被保険者の直系血族 ・主契約の被保険者の3親等以内の親族

*1 身体障害者福祉法施行規則第5条(昭和25年4月6日厚生省令第15号)の別表第5号(身体障害者障害程度等級表)の障害の級別1級から3級に定める程度の障がい状態がある者

*2 知的機能の障がいが発達期(おおむね18歳まで)にあらわれ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別の援助を必要とする状態にあると当社が認めた者

*3 公的年金制度の障害等級1級または2級等をいいます

死亡保険金を年金受取りした場合の税務上のお取扱いについて

契約形態	年金受給権取得時	年金受取時
保険契約者(保険料負担者)と被保険者が同一人の場合	相続税	所得税・住民税(雑所得)
保険契約者(保険料負担者)と受取人が同一人の場合	—	所得税・住民税(雑所得)
保険契約者(保険料負担者)と被保険者と受取人が別人の場合	贈与税	所得税・住民税(雑所得)

- 個人にお支払いする年金は、源泉徴収の対象となる場合があります。(所得税法第207条、同208条、同209条、所得税法施行令第326条)
- 個人にお支払いする年金は雑所得として課税対象になる場合があります。
- このご案内に記載の情報は法律上又は税務上の助言ではありません。このご案内をもって専門家の助言に代えることはできません。
- このご案内は、2023年12月現在の税制に基づいています。今後、制度内容が変更される場合があります。個別の税務上のお取扱いについては、所轄の税務署もしくは税理士等にご確認ください。



ご契約に関する 注意事項

- この特約の年金受取人が年金開始期以後一定期間内に死亡した場合、年金等の総額が保険金等の総額を下まわることがあります。
- この特約の年金受取人は、主契約の保険金等の受取人となります。
- 年金開始日以後の解約はできません。

ご契約の際には、「**契約概要**」、「**注意喚起情報**」および「**ご契約のしおり・約款**」をご確認ください。

- 「**契約概要**」は、保険商品の概要をご理解いただくために必要な情報を記載したものです。
- 「**注意喚起情報**」は、ご契約に際して、特にご注意ください事項（クーリング・オフ、告知義務、免責、解約と解約返戻金に関するご注意、生命保険会社の財産状態の変化による生命保険契約への影響の可能性について等）を記載したものです。
- 「**ご契約のしおり・約款**」は、ご契約についての大切な事項および保険契約者に必要な保険の知識を記載したものです。
「**ご契約のしおり・約款**」は当社ホームページ（<https://www.prudential.co.jp/insurance/lineup/yakkan/>）上でいつでもご覧いただけます。



保険種類をお選びいただく際には、「**保険種類のご案内**」をご覧ください。

この特約は、「**保険種類のご案内**」に記載されている**愛の割増年金特約**【**割増年金支払特約**】です。「**保険種類のご案内**」は当社のライフプランナーが携帯しております。また、最寄りの支社にもご用意しております。

■生命保険募集人について

当社のライフプランナー（生命保険募集人）は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約はお客さまからの保険契約のお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。

■告知について

被保険者が告知される際には、必ず「『告知書』記入上のご注意」をご一読いただき、告知書へご記入ください。

■取引時確認について

ご契約のお申込みに際しては、お客さまの本人特定事項、取引を行う目的、職業又は事業の内容、法人のお客さまの場合は実質的支配者等を確認させていただきます。

■個人情報のお取扱いについて

お客さまよりお預かりしております個人情報については、当社の「**個人情報保護方針**」に従い、適切に取り扱っております。詳しくは、当社のホームページ（<https://www.prudential.co.jp/>）をご覧ください。

■諸利率について

経済情勢等により変動する可能性のある諸利率は、当社のホームページに公開しておりますのでご確認ください。

■記載のお取扱いについて

記載のお取扱いは2023年12月現在における当社でのお取扱いによるもので、将来変更となる可能性があります。

プルデンシャル生命がお届けするのは、すべてオーダーメイドの生命保険です。
お客さまお一人おひとりの状況、ニーズに合わせた保障プランをライフプランナーが設計します。
保険商品の詳細は、「ご契約のしおり・約款」等とあわせてライフプランナーよりご案内します。

プルデンシャル生命保険株式会社

本社 〒100-0014 東京都千代田区永田町2-13-10
インターネットホームページ <https://www.prudential.co.jp/>

保険に関するお問合わせ・お手続きやご契約に関する照会・ご不満等につきましては、下記またはライフプランナーへお問合わせください。

パートナーフォーユー
カスタマーサービスセンター **0120-810740**（通話料無料）
※最新の営業時間は当社ホームページをご覧ください